

一般廃棄物処理施設の位置、構造等に関する計画

(1) 施設概要

| | | |
|-------|-----------------------|---|
| 施設名称 | 中央防波堤外側埋立処分場（最終処分場） | |
| 設置場所 | 東京都江東区青海三丁目地先 | |
| 管理者 | 東京都知事 | |
| 埋立面積 | 199 万m ² | |
| 埋立容量 | 4,758 万m ³ | |
| 埋立期間 | 昭和 52 年 10 月～ | |
| 埋立対象物 | 一般廃棄物 | 可燃ごみ（焼却灰等）、不燃ごみ、粗大ごみ |
| | 産業廃棄物 | 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、ばいじん |
| 用途地域 | 無指定地域（市街化調整区域） | |

(2) 施設の構造

| | | | |
|----------|----------------------|--|---|
| 貯留構造設備 | 外周護岸、中仕切護岸：二重鋼管矢板式護岸 | | |
| 遮水設備 | 鉛直部 | ：二重鋼管矢板 | |
| | 底 部 | ：不透水層（構造物無し） | |
| 浸出水集排水設備 | 浸出水集水管 | ：φ 300 有孔管 | |
| | 浸出水導水管 | ：φ 100～200、ポンプ圧送 | |
| 浸出水処理設備 | 処理能力 | ：第一排水処理場 第三排水処理場 | 4,500m ³ /日 11,500m ³ /日 |
| | 合計 | | 16,000m ³ /日 |
| | 放流先 | ：公共下水道 | |
| | 調整池 | ：150,000m ³ | |
| 飛散防止設備 | 飛散防止フェンス | ：ネットフェンス（忍び返し付） 天端 A.P. +12.0m で外周に設置 | |
| 発生ガス対策設備 | ガス抜き管 | ：概ね 60m 毎に設置 | |

4. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

| 項目 | 内 容 |
|-------------|--|
| 埋立作業 | <ul style="list-style-type: none"> 搬入されたごみは、種類毎に決められた場所で埋め立てを行う。 埋立作業は、ブルドーザにより敷き均し、整形、転圧を行う。その際、斜面の崩壊が生じないよう法面の勾配をごみが安定する角度とする。 覆土は、ごみ層約3mに対し約50cmの中間覆土、埋立完了時の厚さ1m程度の最終覆土を実施する。 |
| 搬入ごみの確認 | <ul style="list-style-type: none"> 受入時、搬入ごみの性状を確認する。 |
| ごみの飛散・流出の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 中間覆土を実施する。 ブルドーザによる転圧締固めを実施する。 護岸外周部及び道路境界（処分場側）に飛散防止フェンスを設置する。 強風時（15m/s以上）は警戒体制に入り、状況によっては埋立作業を中止する。 ごみの空け場や場内道路への散水を実施する。 |
| 悪臭の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 中間覆土を実施する。 必要に応じ、防臭剤を散布する。 |
| 火災発生の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 中間覆土を実施する。 火災の発生原因となる危険物の搬入指導を実施する。 消防車、消火用ダンプ車を24時間体制で配置する。 場内パトロールを実施し、安全確認を行う。 |
| 衛生害虫等の発生防止 | <ul style="list-style-type: none"> 中間覆土を実施する。 消毒剤供給施設（希釀剤施設）を整備するとともに、消毒剤を散布するための消毒車を配置し、繁殖期を中心に散布する。 ハエ等の害虫が車によって埋立地以外に運ばれるのを防止するため、エアカーテン方式によるハエ落としの施設を整備する。 |
| 囲い | <ul style="list-style-type: none"> 人がみだりに立ち入ることの無いよう外周護岸及び飛散防止フェンス並びに立入防止柵により処分場周囲を囲う。 破損を発見次第、修復する。 |
| 立札 | <ul style="list-style-type: none"> 立札は見やすい位置に設置する。 表示事項に変更がある場合は、速やかに書き換えを行う。 |
| 擁壁等の保全 | <ul style="list-style-type: none"> 擁壁等の点検を、視認により年1回以上行う。 地震・台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。 |
| 遮水工の管理 | <ul style="list-style-type: none"> 埋立中は護岸の観測を行い、遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するための必要な措置を講ずる。 |
| 浸出水処理設備の点検 | <ul style="list-style-type: none"> 設備および機器について種別に日、週、月毎に点検を行い、損壊、機能不良、薬剤不足等があれば、補修、改良、補充等を行う。 |

| 項目 | 内 容 |
|-------------|--|
| 周辺海域水質の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・本処分場周辺に測定点を定め、定期的に周辺海域の水質検査を行う。 ・測定頻度：年4回（ダイオキシン類は年1回） ・測定項目： <ul style="list-style-type: none"> 生活環境項目 : pH、DO、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)、銅、亜鉛、全窒素、全リン 健康項目 : アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふつ素、1,4-ジオキサン、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素 その他の項目 : 塩分濃度、リン酸性リン、電気伝導率、クロロフィル ダイオキシン類 : ダイオキシン類 |
| 放流水水質の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・処理した浸出水（放流水）は公共下水道に放流する。 ・放流水の水質を下水道法施行規則に準じて検査する。 ・測定頻度：年12回（ダイオキシン類は年2回とする） ・測定項目： <ul style="list-style-type: none"> 環境項目等 : pH、温度、BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）、ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、全窒素、全リン、沃素消費量 有害物質 : アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふつ素、1,4-ジオキサン その他の項目 : 強熱減量、強熱残留物、全蒸留残留物、電気伝導率、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物、 ダイオキシン類 : ダイオキシン類 |
| 管渠その他の設備の管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・外周道路等の清掃を行い、また、損傷、不等沈下の有無、土砂の堆積状況について日常および異常時点検を行う。 |
| 発生ガスの排除 | <ul style="list-style-type: none"> ・約60m毎にガス抜き管を設置し、これを埋立ての進行に伴って増設する。 |
| 開口部の閉鎖 | <ul style="list-style-type: none"> ・埋立処分が終了した区域から順次1m程度の最終覆土を行う。 |

| 項目 | 内 容 |
|----------|---|
| 緊急時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> 豪雨・地震等異常事態発生時は、統括管理者の下警戒体制を取り、情報を収集の上、適切な措置を講じる。 豪雨・地震等異常事態発生後は、統括管理者である港湾局が速やかに外周護岸の点検を行い、必要な措置をとる。 作業管理者である環境局は速やかに埋立部分の法面、搬入道路等の点検を行い問題のある箇所については、場内の重機を使用し、埋立作業に支障をきたさないよう措置を講ずる。 |
| 記録及び保存 | <ul style="list-style-type: none"> 埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに本処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、本処分場の廃止までの間、保存する。 |
| 最終処分場の廃止 | <ul style="list-style-type: none"> 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第一条第三項に定められた規定に基づき廃止する。 |
| 建築関連法規制 | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域 市街化調整区域 用途地域無指定 |
| 公害関連法規制 | <ul style="list-style-type: none"> 第三排水処理場：「環境確保条例」に定める「指定作業場」に該当する。 |
| 公害防止対策 | |
| 大気汚染防止対策 | 法規制：なし |
| 水質汚濁防止対策 | <p>法規制：下水排除基準 対 応：浸出水は、生物処理、凝集分離処理及び砂ろ過・活性炭吸着処理法を採用して、下水排除基準と同等以下に処理した後に、13号地内公共下水道に放流する。</p> |
| 騒音防止対策 | 法規制：なし |
| 振動防止対策 | 法規制：なし |
| 悪臭防止対策 | <p>法規制：なし 対 応：中間覆土を実施するとともに、必要に応じて防臭剤を散布する。</p> |
| 測定(水質) | <ul style="list-style-type: none"> 浸出水及び処理水 測定頻度：1回/月 基準値：下水排除基準 (ダイオキシン類 測定頻度：2回/年 基準値：10pg-TEQ/L) 周辺水域 測定頻度：4回/年 基準値：環境基準 (ダイオキシン類 測定頻度：1回/年 基準値：1pg-TEQ/L) |

(別表) 自主規制値一覧

排水処理施設からの排水の下水道放流に際しては、以下の基準値を満たすものとする。

- ・東京都23区の下水排除基準
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・中央防波堤内側埋立地内浸出水処理施設からの排水に関する協定

| 有害物質の種類 | 排水基準値 |
|------------------|-------------------------------|
| 温度 | 45度未満 |
| 水素イオン濃度 (pH) | 5を超える未満 |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 600mg/L未満 |
| 化学的酸素要求量 (COD) | 150mg/L以下 ・ 総量 1,350kg/日以下 |
| 浮遊物質量 (SS) | 600mg/L未満 |
| よう素消費量 | 220mg/L未満 |
| ノルマルヘキサン | 鉱油類含有量 5mg/L以下 |
| 抽出物質含有量 | 動植物油脂類含有量 30mg/L以下 |
| フェノール類含有量 | 5mg/L以下 |
| 全クロム含有量 | 2mg/L以下 |
| 銅含有量 | 3mg/L以下 |
| 亜鉛含有量 | 2mg/L以下 |
| 鉄(溶解性)含有量 | 10mg/L以下 |
| マンガン(溶解性)含有量 | 10mg/L以下 |
| ほう素及びその化合物 | 230mg/L以下 |
| ふつ素及びその化合物 | 15mg/L以下 |
| 窒素含有量 | 120mg/L未満 |
| 燐含有量 | 16mg/L未満 |
| 有機燐 | 1mg/L以下 |
| カドミウム | 0.03mg/L以下 |
| 鉛 | 0.1mg/L以下 |
| シアン | 1mg/L以下 |
| 六価クロム | 0.5mg/L以下 |
| 砒素 | 0.1mg/L以下 |
| 総水銀 | 0.005mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| P C B | 0.003mg/L以下 |
| トリクロロエチレン | 0.1mg/L以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.1mg/L以下 |
| ジクロロメタン | 0.2mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.02mg/L以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.04mg/L以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 1mg/L以下 |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.4mg/L以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 3mg/L以下 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.06mg/L以下 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 0.02mg/L以下 |
| チウラム | 0.06mg/L以下 |
| シマジン | 0.03mg/L以下 |
| チオベンカルブ | 0.2mg/L以下 |
| ベンゼン | 0.1mg/L以下 |
| セレン | 0.1mg/L以下 |
| 1, 4-ジオキサン | 0.5mg/L以下 |
| ダイオキシン類 | 10pg-TEQ/L以下 |

一般廃棄物の最終処分場の災害防止計画

(廃棄物の処理および清掃に関する法律 第八条第二項第八号の規定に基づく)

新海面処分場においては、環境保全対策として、消毒・洗車作業、防火・消防作業、処分場内周辺における飛散ごみの清掃作業及びごみ埋立層内から浸出する汚水の適正な処理等の諸作業を実施する。

また、周辺水域等の水質調査を定期的に実施し、埋立処分作業における環境保全対策には、細心の注意を払うこととする。

災害を防止するための具体的な計画は以下のとおりである。

1. 一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項

- 1) ごみの飛散及び流出防止のため、概ね、ごみ一層 3m に覆土 50cm の割合で覆土作業を行うこととする。また、外周護岸上及び道路境界（処分場側）に飛散防止フェンスを設置する等の施設整備を図り、ごみの飛散、流出防止に万全を期す。

2. 公共水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

- 1) 処分場内の浸出水は、中央防波堤内側埋立地にある排水処理施設で下水道局と環境局とで定められた協定に基づき水質の浄化を行い、公共下水道に放流することから公共水域へ直接流出することはないが、処分場周辺の海域は統括管理者である港湾局が定期的に水質測定(年 4 回)を実施する。

3. 火災の発生の防止に関する事項

- 1) 火災の発生・延焼防止のため、中間覆土を実施するとともに、火災の発生源となる危険物の搬入指導を実施する。また、所有する消防車、消火用ダンプ車を 24 時間体制で配置し、防火及び消火作業に万全を期す。
- 2) 発生ガスを可能な限り速やかに排除できるように、60m毎にガス抜き管を埋立開始から設置し、埋立の状況に応じて継ぎ足していく。

4. その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項

- 1) ハエ等の害虫発生防止対策として、消毒剤供給施設（希釀剤施設）を整備するとともに、消毒剤を散布するための消毒車を配置し、繁殖期を中心に散布する。
- 2) ハエ等の害虫が車によって埋立地以外に運ばれるのを防止するため、エアカーテン方式によるハエ落としの施設を整備する。

5. 緊急時における対応策に関する事項

- 1) 廃棄物の流出防止、並びに埋立処分場からの浸出水による公共水域の汚染を防止するための遮水機能を有する外周護岸は、豪雨・地震等に対して十分に強い構造としている。
- 2) 廃棄物の埋立においては、豪雨・地震等に廃棄物の浸食、斜面の崩壊が生じないよう法面の勾配をごみが安定する角度としている。
- 3) 豪雨・地震等異常事態発生後は、統括管理者である港湾局が速やかに外周護岸の点検を行い、必要な措置をとる。また、作業管理者である環境局は速やかに埋立部分の法面、搬入道路等の点検を行い問題のある箇所については、場内の重機を使用し、埋立作業に支障の出ない対応をする。

緊急事故対応体制

